

医療安全管理指針

第1. 本指針は、玉井病院(以下「本院」という)における医療安全管理のための具体的方策及び医療事故発生時の対応方法等について、本院の取り組みを示すことで、適切な医療安全管理を推進し安全な医療の提供に資することを目的とする。

医療安全管理に関する基本的な考え方

第2. 本院の医療従事者全員が、医療に関する安全管理の認識を高め、組織的な安全管理体制を確立するために以下を示し、安全文化を醸成する。

(1) 医療従事者全員が、間違いを起こさないという意志と責任感を持って業務を行う。

一方で、人間は過ちを犯すという前提の下に、あやまちを誘発しない環境や、あやまちが患者の傷害に発展しないシステムを組織全体で構築する。

(2) 医療事故の前兆を見逃さず、医療事故発生時には、迅速な報告と、なされた報告に的確に対応できるシステムを構築する。

(3) 医療事故の原因分析に際しては、「誰が」でなく、「何が」、「何故」に視点をおき、総合的、継続的な医療の質向上を図る体制を構築する。

(4) 医療の安全管理を推進する上で、患者の積極的参加が不可欠である為、患者に対し医療に必要な情報提供を十分行い、得られた情報を理解したうえで下された、患者の判断、選択は最大限に尊重する。

(5) 全職員は事故防止対策として、医療知識や技術を向上させるための研修に参加し研鑽を積む。

医療安全管理に係わる体制確保のための組織

第3. 本院の安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置し別途規定等に定める。

(1) 医療安全管理委員会

(2) 安全看護委員会

(3) 医薬品安全管理責任者

(4) 医療機器安全管理責任者

医療安全研修に関する基本方針

第4. 職員1人ひとりが安全に対する意識を高め、対応能力の向上を図るために、医療事故防止に関する組織的な研修を計画的に年2回以上実施する。

医療事故発生時の対応

第5. 医療事故が発生した場合には、医師、看護師などの連携の下に全力をあげて治療を行う。

また、患者・家族への対応は速やかに行い、誠意をもって事故の経緯を事実に基づき説明する。

医療事故等の報告及び改善策の立案

第6. 医療に係わる安全管理の確保のために、ヒヤリハット事例も含めた医療事故報告は、規程に従い速やかに行う。報告された事故内容は、調査・分析に基づく改善策を策定しその実施状況を評価する。

患者様からの相談への対応

第7. 患者相談窓口を事務室に設置し、患者からの相談への対応をする

当該指針の閲覧

第8. 本指針の閲覧については、玉井病院のホームページに掲載するものとする。

2023年1月12日
玉井病院